

# 村上地区(別表第1-3供給区域) 原料費調整制度の換算係数 の変更について

日頃より、新発田ガス株式会社をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
このたび弊社は、2021年11月2日を実施日として、ガス料金算定基準改定を主な内容とする、ガス小売り供給約款(別表第1-3供給区域)及び選択約款(別表第1-3供給区域)を下記の通り変更いたします。

## 1. 原料費調整制度の換算係数の変更

●原料費調整制度とは都市ガスの原料であるLNGの価格変動に応じて、ガス料金を調整する仕組みです。原料費が100円変動した時のガス1m<sup>3</sup>当たりの換算係数を下記の通り変更いたします。

なお、当変更による基準単位料金の変更はございません。

	変更前	変更後
換算係数	0.084円/m <sup>3</sup>	0.088円/m <sup>3</sup>

## 2. 2021年11月分ガス料金算定方法

弊社は、村上地区(別表第1-3供給区域)におきまして、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021年11月30日に属する料金算定期間の早収料金は、この小売り供給約款の変更前の小売り供給約款に基づき算定を致します。

2021年11月分検針票は、料金改定月により、上記内容にてご請求予定額を表示します。  
適用料金表は、当月単価のみを記載いたしますが、システム上次月単価を表示する事が出来ません。大変ご迷惑をおかけいたしますが、次月分早収料金表につきましては弊社HPにてご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。

### お問い合わせ

新発田ガス株式会社 総務部 総務経理課 料金係 0254-22-4181  
(平日8:30~17:00)

[11月2日以降適用のガス小売り供給約款はこちらです。](#)